

三 衆議院修正議決

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年五月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤十朗殿

衆議院事務総長 谷 福丸



社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案

右

国会に提出する。

平成十二年三月三日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該

各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十一条(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る。)、同項第五号の改正規定(「社会福祉事業法第五十七条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に限る。))及び同条第二項第四号の改正規定を除く。)の規定並びに附則第九条、第十条、第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第二号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十

(衆議院修正送付案(原案)と内閣予備送付案とを比照しその修正に係る条文のみを印刷し、他は印刷を省略した。小字及び―は修正)

三年四月一日

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「收容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十條の規定、附則第四十一條中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五條の改正規定（「社会福祉事業法第五十六條第二項」を「社会福祉法第五十八條第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二條（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第五十六條の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日